

3-2 東国国分寺の文字瓦

3-2-1 律令税制か知識か

従来の見解：律令税制に基づき負担した人名。

上原 1989・2002：知識による。

「律令税制」法的根拠不明。人名文字瓦の出土が寺院遺跡に偏在。

(官衙遺跡である栃木県上神主遺跡から人名瓦が出土していることは認める。)

租税負担による造瓦ではなく、租税に上積みする形で強制的に課せられた知識。

但し、郡名刻印=画一的・女性名なし…土塔の場合と相違。

国分寺造営と知識

『続日本紀』天平勝宝元年(749)5月戊寅条

上野国碓氷郡人外従七位上石上部君諸弟、尾張国山田郡人外従七位下生江臣安久多、

伊予国宇和郡人外大初位下凡直鎌足等、各献当国々分寺知識物、並授外従五位下。

『続日本紀』天平勝宝元年閏5月癸丑条

飛騨国太野郡大領外正七位下飛騨国造高市麻呂、上野国勢多郡小領外従七位下上毛野

朝臣足人、各献当国々分寺智識物、並授外従五位下。

大隅国分寺出土文字瓦「知口」(南日本新聞 2006年6月14日、二文字目は恐らく「職」)

時期・地域は異なるが、上原説にとって有力な傍証。

「雑徭の代納」説(律令的負担体系による) 山路 2005

文字瓦…生産経費の負担区分を示す。

→雑徭の代納なら、稲・布など一般に交換価値を持つ物資を納入したと推測。

それに経費負担区分を示す必要あり。瓦に示すことは必ずしも必要ない。

知識であっても律令行政単位で徴収されたのであれば、経費負担区分の表示は必要。

郡司に対する褒賞のためには、瓦に郡名を記す必要あり。

国家によって知識が強制されることは特異なことではない。

3-2-2 強制された知識

若井 1994、2004 知識の重層的なあり方を指摘。

民間の知識・宮廷貴族・下級官人の知識

東大寺大仏造立

聖武天皇発願 天皇が主導する知識

『続日本紀』天平15年(743)10月辛巳条 大仏造立詔

『東大寺要録』2造寺材木知識記

正倉院文書「種々収納銭注文」

続々修47-5、大日古24-315～318

丹裏古文書39、大日古25-95～97・同56、大日古25-112～113

同4、大日古25-66～70・同41、大日古25-99～100

個人直接参加の知識・官司単位の知識・大宰府・国単位の知識

(若井は国単位の知識を国司官人とするが、

国分寺文字瓦のあり方からみて国単位で民衆から徴収か。)